

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

成人直後の若者が狙われる!? 消費者トラブル
～令和4年4月から、成年年齢が18歳になります～

令和3年度の高校2年生以下（平成16年4月2日生まれ以降）の生徒は、18歳の誕生日に成人となります。成人になると、自分で高額商品の購入、アパートの賃貸契約、ローン・クレジット契約などを結ぶことができるようになりますが、一方で、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければならなくなります。

成年年齢が引き下げられると、いままで「未成年者取消権[®]」で保護されてきた18歳・19歳は、保護を受けられなくなるため、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルの増加が懸念されています。

※未成年者取消権…判断力の未熟な未成年者が不利益を受けないよう、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができます。

家族やお知り合いに中学生・高校生がいる場合は、普段から次のことを意識するように声をかけていただき、18歳になるまでに少しずついっしょに準備しましょう。

✓ 「自分は大丈夫」と過信せず
最新の情報を入手する

✓ うまい話をうのみにしない

✓ 契約や買い物をする前には、
納得できるまでよく確認する

✓ せかされたらその場で決めず、
信頼できる人や、
消費生活センターに相談する

大人なので取り消せません
成人として扱われるため、契約を取り
消すことができなくなります。

大人なので契約できます
成人として契約を一人で結ぶことが
できるようになります。

大人なので必ず確認
契約を結ぶ際には、事前に契
約内容を確認しましょう。

大人なので無理はしない
本当に支払いができるのか、自分
の収入に見合った買い物を。

参考：18歳から大人！（消費者庁）

目次

- 若者が被害にあいやすい消費者トラブル 2・3
- ストーブ、ファンヒーターの事故に注意!! 4
- 福井県自転車条例が成立しました！／エシカル消費 5
- 生活関連物資の価格調査 6
- 商品テスト業務のご紹介／オンラインで消費生活相談ができます 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

若者が被害にあいやすい消費者トラブル

◆怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「いい話がある」と誘われ、紹介された人から「海外の不動産に投資すると暗号資産で配当がある。消費者金融で借金してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も受け取れる。」と説明された。借金して申込み、セミナーに参加したが、勧誘の方法ばかりで投資についての説明は何もなかった。解約したいが、半額しか返金できないと言われた。



もうけ話を人に紹介すれば報酬を得られると勧誘する「ものなしマルチ」の相談が20歳前後の若者で増えています。学校や職場の友人・先輩、SNSやマッチングアプリで知り合った人からの紹介がきっかけのケースがよくみられますが、事業者の実態やもうかる仕組みがよくわからないうえ、連絡先が分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。

アドバイス

- ①実態や仕組みが分からないもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- ②安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- ③断れずに契約してしまったら、なるべく早くもよりの消費生活相談センターへ相談を。
- ④人を勧誘すると人間関係のトラブルになるほか、加害者になる場合があります。



◆エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

必ず痩せるというエステのモニター募集広告を見て、店舗に出向いたところ、20万円のコースを勧められた。母親に相談しようとしたが、「契約するなら今日中が得。もう成人なのだから、自分で決められるでしょう。」と急かされ、契約した。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。



エステや美容医療は、20歳代の女性に多い相談ですが、10歳代でも「脱毛エステ」などの相談がみられます。契約の前に、長期間のエステであれば契約の内容や解約の条件を、美容医療であれば身体的なリスクなどについての説明が理解できたか、また、今すぐ施術する必要があるのかをよく考える必要があります。

きちんと説明を受け、理解したか、施術の前に以下のことを確認しましょう。説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。

チェックリスト

- ①使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？
- ②効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？
- ③ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分の意志で選択しましたか？
- ④そのエステや美容医療は、「今すぐ」必要ですか？最後にもう一度、確認しましょう。

◆リボ払いに注意！

事例

クレジットカードの申し込み時にリボ払いになっていることに気付かず、何年間か利用していた。利用明細を確認していなかったため、気付いた時には借入残高が数十万円になっていた。

クレジットカードのリボ払い（リボルビング払い）とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う返済方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、借入残高が分かりにくい、支払いが長期化するなどの点に注意が必要です。

アドバイス

- ①クレジットカードを申し込む際、リボ払い専用のカードである場合や初期設定がリボ払いになっている場合があるので、必ず確認しましょう。
- ②毎月の利用明細は必ず確認し、心当たりのない請求はすぐにカード会社に問合せましょう。
- ③リボ払いを利用する場合は、借入残高と手数料、毎月の支払額をよく確認しましょう。



◆そのインターネット通販サイト、安全ですか？

新型コロナウイルス感染症の影響で、インターネット通販を利用する機会が増えたのにも関わらず、「注文した商品が届かない」「注文した商品と異なるものが届いた」「お試しのつもりで申し込んだら、何回も同じものが届く」「業者と連絡がとれない」などのトラブルが増加しています。また、注文先が実在の通信販売サイトや有名企業をかたった詐欺サイトである場合もあります。

以下のことに注意して利用しましょう。

アドバイス

- ①所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- ②激安で販売されている場合などは、購入する商品が模倣品でないかに注意しましょう。
- ③配送方法や配送期間などがどの程度かかるかを知っておきましょう。
- ④キャンセル・返品条件、利用規約は事前に確認しましょう。
(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、自己都合のキャンセル・返品はできません。)



◆犯罪につながるアルバイトにも注意！

SNS上で「闇バイト」「裏バイト」等の名称で特殊詐欺の「受け子」「出し子」が募集されていることがあります。また、携帯電話等の契約の名義貸しや、送られてきた荷物を転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトも大変危険です。このような募集には絶対に応じないようにしましょう。

「18歳から大人」の方に
今知ってほしい情報はこちら！



政府広報オンライン 18歳、19歳、20歳の皆さん、ご用心！ 検索



全国で
毎年100件以上
発生

ストーブ、ファンヒーターの 事故に注意!!

11月頃から4月に多く、
1月に最も多くの事故が発生しています

ストーブ、ファンヒーターの事故事例

- 電気ストーブの電源を入れたまま就寝したところ、就寝中に布団が電気ストーブに接触し、過熱して発火した。
- 電気ストーブのコードを引っ張ったり曲げたりして、芯線が切れてショートやスパークが発生した。
- 石油ストーブの内部に多量のすすが付着し、空気が不足して炎が逆流したことで溜まっていたほこりが燃えた。
- 石油ストーブを点火状態のまま給油したため、カートリッジタンクをストーブ本体に戻す際に灯油がこぼれ、発火して火災となった。
- 石油ファンヒーターにガソリンを誤って給油したため、再度点火しようとした際に、揮発したガソリンに引火した。



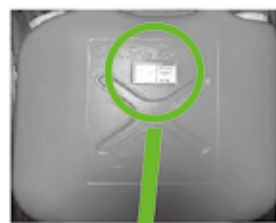
洗濯物に引火



ガソリンの誤給油による発火
事故の再現映像

気を付けるポイント

- 可燃物の近くで使用しない。
 - ・ 暖房器具の周囲に可燃物などを置かない。特に、近くで衣類等を乾かさない。
 - ・ 就寝時・その場を離れるとき・外出時などは必ず消火し、完全に消えたことを確認する。
- 電気ストーブや電気ファンヒーターの電源コードを引っ張らない、折り曲げない。
- 定期的に清掃を行い、ほこりやすすを取り除く。
- 去年の灯油は使用しない。
- 給油時には必ず消火する。給油後は、給油口キャップをしっかりと締め、灯油がこぼれないことを確認してから本体にセットする。
- ガソリンを誤給油しないよう保管方法や保管場所に注意する。
 - ・ 灯油は灯油用ポリタンク、ガソリンは消防法に適合した金属製の携行缶に入れる。またはラベルなどで分かりやすく区別する。
 - ・ 灯油とガソリンを別の場所で保管する。



灯油用ポリタンクのラベル

参考：独立行政法人製品評価技術基盤機構

着衣への着火にも気をつけて!

毎年全国で約100の方が着衣への着火により亡くなっており、その8割以上が65歳以上の高齢者です。

⚠️ 注意が必要な場面・服装の例

- コンロの奥や仏壇のろうそくに手を伸ばす、風のある日のたき火、アルコール消毒液が服へ付着
- 袖口やすそが広がった衣服、マフラーなど垂れ下がるもの、表面が毛羽だった素材の服装



福井県自転車条例が成立しました！

自転車利用中の交通事故防止・被害の軽減および事故の被害者を救済することを目的とした「福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例」が、令和4年7月1日より施行されます。
(詳しくは県民安全課ホームページ)

自転車を利用される方へ

福井県自転車の安全で適正な利用に関する
条例について



自転車損害賠償責任保険等への加入(義務)

- ・「自転車の利用によって他人にけがをさせた場合などに備えて、相手の生命・身体等の損害を補償できる保険・共済」への加入が必要です。自分または家族がすでに加入している自動車保険や火災保険などに含まれている場合(特約など)がありますので、重複して加入しないで済むよう確認してください。(例えば、複数の保険のどれかが「無制限」の賠償になっている場合、他の契約は無駄になります)
- ・罰則はありませんので、便乗した不審な保険勧誘や公的機関をかたる詐欺に注意してください。

ヘルメットの着用

- ・頭部を保護するため、安全基準(SGマークなど)を満たしたものを選びましょう。
また、適正なサイズのを正しく着用しましょう。



福井県マスコットキャラクター
はびりゅう

自転車の安全利用

- ・事故防止に関する知識の習得、道路交通に関する法令その他関係法令の遵守、自転車の定期的な点検・整備に努めましょう。

エシカル消費 地域への配慮

エシカル消費とは、人・社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを通じて、よりよい社会を目指すことです。今回は「**地域に配慮**」した消費の具体例をご紹介します。

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」や、地元のお店の利用、地元の伝統工芸品や被災地で生産される商品を購入する「応援消費」で、配送コストの節約など環境負荷の軽減、地域経済の活性化、被災された方の生活や復興の支援につながります。



「厳選ふくいの味認証マーク」

福井県産の農林水産物を主原料とした加工食品や、地域の伝統技術により製造された特色ある加工食品を、「厳選ふくいの味」として認証しています。
(商品例)豆腐・油揚げ、米味噌、生もち、漬物



「ふくいの伝統工芸品」



福井県には、経済産業大臣指定の伝統工芸品として、越前漆器、越前和紙、若狭めのう細工、若狭塗、越前打刃物、越前焼および越前筆筒の7品目があります。

ふくいの伝統工芸品 [検索](#)

ホームページはこちら



ホームページはこちら

エシカル消費についてもっと詳しく知りたい場合は、「消費者庁エシカル消費特設サイト」をチェックしてみましょう。

消費者庁 エシカル消費 [検索](#)

生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資（生活関連物資）の需給および価格の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行っているほか、統計資料も利用して、県民へ情報を提供しています。

毎月の調査結果は、福井県のホームページで見ることができます。

ホーム>暮らし・環境>消費・生活>消費生活に関する普及・啓発>
福井県 生活関連物資 価格調査結果



詳しくは
こちらをご覧ください。



令和3年12月調査	価格変動		
	前月比	前年比	
うるち米	↑	↓	
食パン	↑	↑	
スパゲッティ	↓	↓	
即席めん	↓	↓	
食用油	→	↑	
みそ	→	↑	
砂糖	→	↑	
しょう油	→	↑	
レトルトカレー	→	-	
まぐろ缶詰	↓	↑	
LPガス	↑	↑	
トイレット ペーパー	古紙	↓	↑
	パルプ	↑	↑
ティッシュペーパー	↓	↑	
飲料水	↑	-	
マスク	→	-	

消費税における税込価格の表示が義務化されています

消費者が値札や広告によって商品・サービスの選択・購入をする際に、支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、価格の比較がしやすいよう総額表示が実施されています。

総額表示に該当する価格表示の例

●税込み価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		



税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

総額表示に該当しない価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------



※平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは、上記のような価格表示も認められていましたが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になりました。

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し



を行っています。

※商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、お気軽にお問い合わせください。

ウスターソース類について 試買テストを行いました



対象商品

- ウスターソース類 計13銘柄
(内訳：ウスターソース6銘柄、中濃ソース2銘柄、濃厚ソース5銘柄)
※ウスターソース類は、製品の粘度によって3種類に分かれます。

テスト結果

- ・100gあたりの価格は4倍以上の差がありました。
- ・試食テストでは、価格差の大きなウスターソースおよび中濃ソースで評価の差異が少なく、逆に価格差の小さな濃厚ソースで評価が割れました。福井県を含む西日本はソースの消費量が多く、用途に合わせて数種類のソースを使い分ける人が多いため、嗜好の差が商品選択に大きく表れたものと考えられます。
- ・カロリーや塩分について他の調味料と比較したところ、カロリーはマヨネーズの約6分の1、塩分は減塩しょうゆと同程度であり、カロリーも塩分も控えめな調味料であることが分かりました。

「令和2年度試買テストについて」

詳しくはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



オンラインで消費生活相談ができます

県の消費生活センターでは、来所が困難などの理由でオンラインによる相談を希望する相談者に対して、web会議システム「Zoom (ズーム)」を利用した「オンライン消費生活相談」を行っています。

- 対象** 県内に在住・在勤・在学の消費者
- 相談日時** 月曜日～土曜日(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
9時30分～17時
- 相談時間** 1回あたり30分程度(目安)
- 利用方法** 事前申込制(電話にて申込み)



利用手順

- ①電話でセンターにお申込みください。
- ②Zoomの招待メールをお送りします。
- ③相談時刻にZoomにアクセスして相談を開始してください。

詳しくはこちらをご覧ください。
「オンライン消費生活相談の実施について」



消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

令和4年1~3月の開設日

分野	令和4年1月		令和4年2月		令和4年3月	
福井弁護士会 (法律)	11日(火)	県消費生活センター	1日(火)	県消費生活センター	1日(火)	県消費生活センター
	13日(木)	県嶺南消費生活センター	10日(木)	県嶺南消費生活センター	10日(木)	県嶺南消費生活センター
	19日(水)	県消費生活センター	16日(水)	県消費生活センター	16日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	27日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター
(一社)ECネットワーク (インターネット)	27日(木)	県消費生活センター	-	-	-	-
福井県建築士会(建築)	-	-	21日(月)	県消費生活センター	-	-

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。

消費生活のご相談は... **土日も相談を受け付けています**

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館日です



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活 検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローしてください。

@AnshinFukui

令和4年1月 発行